

令和7年度山形県きのこ栽培燃油価格等高騰対策支援事業 Q&A

<Q1>

補助申請を行う際に、個人生産者も1実施主体として申請可能か。

<A1>

個人生産者は対象外としております。きのこ部会（JA等）や地域協議会など、各団体にて個人申請者を取りまとめて一括で申請してください。

<Q2>

補助対象事業量は「きのこの年間生産量」とされているが、補助単価設定の考え方を教えて欲しい。生産資材等のかかり増し経費を補助申請書類に記載する必要はあるのか。

<A2>

「2022年度版きのこ年鑑」等に基づき、県が燃油価格高騰に伴う光熱費のかかり増し経費を算出し、単価設定をしているため、申請者が個別に光熱費のかかり増し経費を算出する必要はありません。

<Q3>

自然栽培により生産されたきのこは対象となるのか。

<A3>

本事業は施設栽培における光熱費のかかり増し経費を対象とした支援であるため、自然栽培により生産されたきのこは対象外となります。

<Q4>

年間生産量については、生のきのこの他、乾燥きのこを含めて計上して良いか。

<A4>

乾燥きのこを含めていただいてもかまいません。重量換算は下記のとおりとしてください。

【重量換算】乾しいたけ 乾重量×7

乾きくらげ 乾重量×10

<Q5>

県外にもきのこ生産施設がある場合、当該施設の生産量は含めてよいのか。

<A5>

県内できのこ生産を行っている方を対象とした事業のため、県外で生産されたきのこは対象外となります。

<Q6>

マッシュルームは対象となるか。

<A6>

本事業は特用林産物におけるきのこを対象としているため、マッシュルームは対象外となります。

<Q7>

国や市町村、県の他の補助金などとの併給は可能か。

<A7>

国・県・市町村の給付金・補助金については、それぞれの給付金・補助金の支給要件で、他の給付金・補助金（本給付金）との併給を禁じていなければ、重複して申請することができます。

<Q8>

補助金はいつ頃交付されるのか。

<A8>

申請書の審査後、県から額の確定通知を行います。通知日から2週間程度で指定の口座に振り込まれます。